

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税申告漏れ課税価格5,882億円

Q: 相続税の申告漏れ課税価格が過去最高になったと聞きましたが、その内容を教えてください。

A: 平成7事務年度(7年7月~8年6月)における相続税の調査事績が国税庁によりまとめられました。

相続税の調査は、国税局、税務署により収集された生前の収入状況、金融資産など資産に関する資料情報を基に、申告額が過少であると認められるものなどを対象に実施されており、今回の調査結果は主に平成6年分が対象となっています。

調査結果によると、調査実施件数13,917件のうち96.7%の13,454件から申告漏れが発見されています。

申告漏れ課税価格は過去最高の5,882億円に達しましたが、調査1件当たりでは4,372万円で、前年度より322万円減少しました。これによる申告漏れ税額は1,440億円、1件当たりでは前年度より250万円減少し、1,070万円となっています。

これは、平成6年度の改正で税率の累進構造が緩和されたことや、土地の評価額の下落が反映されているようです。

申告漏れとなった相続財産額は5,729億円で、その内訳は、土地の過少評価等2,006億円(35.0%)、株式・公社債・投資信託等の有価証券の計上漏れ1,368億円(23.9%)、現金・預貯金1,214億円(21.2%)の順となっています。

